

令和8年度「ユニバーサルスポーツの聖地化」に係る社会的価値の可視化  
及び民間リソース獲得支援業務  
仕様書

## 1 業務名

「ユニバーサルスポーツの聖地化」に係る社会的価値の可視化及び民間リソース獲得支援業務

## 2 業務の背景と目的

本市では、障がいの有無や年齢、競技経験等にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ、交流し、地域に関わることができる「ユニバーサルスポーツの聖地化」に向けた取り組みを重要な施策として位置付けている。

しかし、ユニバーサルスポーツの聖地化の効果は、中長期的かつ多面的に現れる性質を有しており、これまでの利用者数や事業実績といった定量指標のみでは、社会的価値や波及効果を十分に説明することが難しいという課題がある。

本業務では、「ユニバーサルスポーツの聖地化」が生み出す社会的価値に焦点を当て、社会課題の解決や人々の行動・意識の変化にどのような影響を与えていくのかを明確化したうえで、民間事業者等から共感を得ながら資金をはじめとする様々なリソース協力を獲得するとともに、「ユニバーサルスポーツの聖地化」を着実に推進することを目的とする。

## 3 定義

本業務において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

『リソース』

本業務において民間事業者等から提供を受ける資源をいう。資金のほか、物品、サービス、人材、広報協力その他事業推進に資する支援を含む。

## 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、本業務は検討・整理を主とする準委任的性質を有することから、発注者と受注者が適宜協議しながら、段階的に成果物を取りまとめるものとする。

## 5 業務内容

### (1) 対象事業の選定・調査・整理

「ユニバーサルスポーツの聖地化」の実現に向け、具体的な対象事業を選定し、既存資料、ヒアリング、現地確認等を通じ、対象事業が生み出す社会的な変化や効果を整理し、その発生過程や関係者への影響を可視化するとともに、民間事業者への提案等に活用できる形で整理する。

なお、対象事業の選定は、市と協議のうえ進めること。

■提出物

- ・対象事業が生み出す社会的な変化や効果、関係者への影響を整理した資料

(2) 民間事業者リストの作成

民間事業者の取組等を踏まえ、ニーズ調査を行ったうえで、対象事業への協力の可能性がある民間事業者のリストアップを行う。

■提出物：民間事業者リスト

主な記載内容

- ・対象事業との親和性
- ・期待される協力内容
- ・優先度
- ・担当部署や連絡先

(3) 民間事業者からのリソース協力獲得戦略及びスキーム設計の支援

民間事業者のニーズを踏まえ、リソース協力獲得に向けた戦略及び実施手順を整理するとともに、資金調達については調達手法、提案スキーム等を検討し、提案する。

(4) 民間事業者への提案資料の作成及びアプローチの実施

民間事業者に対し、対象事業が生み出す効果等への理解及び共感を促し、リソース協力を得るための提案資料を作成するとともに、訪問、面談、説明会その他の適切な手法によりアプローチを実施する。

また、アプローチの実施結果を分析し、その分析結果を踏まえて提案内容及びアプローチ手法の改善を行うなど、継続的な改善活動（P D C A）を実施すること。

■提出物：民間事業者への提案資料、アプローチ進捗リスト

## 6 民間事業者へのアプローチに関する成果指標及び委託料の支払方法

(1) 成果指標

以下の指標を民間事業者へのアプローチに関する成果指標として評価する。

① 民間事業者から市に納入される寄附等の累計額

なお、本成果指標は目標達成報酬の支払い基準として設定するものであり、本業務全体の履行完了を判断する基準ではない。

(2) 成果指標の目標値及び支払い基準

① 成果指標の目標値

1, 0 0 0 万円以上（本委託業務の実施により納入されたものに限る。）

## ② 支払い基準

本業務の契約期間満了日である令和9年3月31日までに納入された寄附等を対象に、その累計額が目標値を達成していた場合に基本委託料とは別に目標達成報酬を支払う。

### ・委託料総額

上限：4,000,000円（税込）

内訳 基本委託料：上限3,000,000円（税込）

目標達成報酬：一律1,000,000円（税込）

## 7 両者協議の実施

本業務を実施するにあたり、本市職員とオンライン又は対面での協議を行うほか、必要に応じて随時、電話及び電子メール等の手段を用いた協議を行うこと。

## 8 成果品

### （1）令和8年9月30日（水）までに提出するもの

- ・対象事業が生み出す社会的な変化や効果、関係者への影響を整理した資料
- ・民間事業者リスト
- ・民間事業者への提案資料（アプローチ実施前）

### （2）令和9年3月31日（水）までに提出するもの

- ・実施結果報告書
- ・民間事業者への提案資料（アプローチ実施後）
- ・アプローチ進捗リスト

## 9 その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は委託者と受託者が協議して決定することとする。